

水源保全地域の指定区域の変更

(環境局水資源課)

1 概 要

静岡県水循環保全条例では、知事は、水源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び市町長等並びに環境審議会の意見を聴かなければならないと規定している（第 16 条第 2 項）。水源保全地域の指定の解除及びその区域の変更において、第 16 条第 2 項を準用する（第 16 条第 7 項）。

今回は、令和 7 年度の 5 条森林の変更に伴い、水源保全地域の区域を変更するものである。

2 水源保全地域の変更について

(1) 指定の基本的な考え方

水源の保全のためには水源涵養機能を有する地域において乱開発を防止するなど適正な土地利用の確保を図る必要があるが、森林は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水の緩和や流量の安定に寄与するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより水質をよくする機能を有しており、水源涵養機能を有する。

そこで、森林のうち、5 条森林を水源保全地域として指定した。

(2) 指定及び変更の経緯

令和 5 年 10 月 2 日、地域森林計画（森林法第 5 条第 1 項）の対象とする森林（以下「5 条森林」という。）の区域を水源保全地域に指定した。令和 6 年 9 月 20 日、地域森林計画の変更に伴い、22 市町において水源保全地域を変更した。

(3) 変更の考え方

令和 7 年 4 月 1 日に 5 条森林の区域が変更されたことに併せて、水源保全地域の区域を変更する（＜別表＞水源保全地域の変更対照表参照）。

なお、今回の区域の変更は、「水源涵養機能を有する森林のうち 5 条森林を水源保全地域として指定する」という地域指定の考え方自体を変更するものではない。

3 変更のスケジュール

月 日	市町・河川管理者意見	環境審議会意見	公告・縦覧
4 月 25 日			公告・縦覧開始
5 月 7 日		諮問	
5 月 9 日	意見照会開始		
5 月 14 日		第 1 回環境審議会 水循環保全部会（決議）	
5 月 日	↓	答申	↓
5 月 26 日	意見照会終了		公告・縦覧終了
5 月 30 日			告示（変更：6 月 2 日）
6 月 4 日		全体会にて報告	

＜表＞水源保全地域の変更対照表

水源保全地域	区域の 拡張	区域の 除外	森林簿面積 の増減	備考
静岡市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正 、官行造林地からの編入
浜松市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
沼津市水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
熱海市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
三島市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
富士宮市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
伊東市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
島田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
富士市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
磐田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
焼津市水源保全地域	—	—	—	
掛川市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
藤枝市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
御殿場市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
袋井市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
下田市水源保全地域	—	—	—	
裾野市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
湖西市水源保全地域	—	—	—	
伊豆市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
御前崎市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発、 森林簿の補正
菊川市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
伊豆の国市水源保全地域	—	—	—	
牧之原市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
東伊豆町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
河津町水源保全地域	—	—	—	
南伊豆町水源保全地域	—	—	—	
松崎町水源保全地域	—	—	—	
西伊豆町水源保全地域	—	—	増加	森林簿の補正
函南町水源保全地域	—	—	—	
清水町水源保全地域	—	—	—	
長泉町水源保全地域	○	—	増加	森林簿の補正
小山町水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
吉田町水源保全地域	—	—	—	
川根本町水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
森町水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
合計	13 市町	23 市町	-249.05ha※	
	+ 0.37ha※	-249.42ha※		

※森林簿上での面積であり、森林簿の数値のみを補正した区域の面積変化も含む

(参考 1) 地域森林計画対象森林面積の推移

直近 10 年間の地域森林計画対象森林の面積は、下表のとおり推移している。面積はわずかに減少傾向にあるが、県土に対して 51%台を維持している。また、森林全体に占める構成比は 51.6%で概ね変化はない。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
面積(ha)	401,438	401,109	400,959	400,744	400,488	400,354	400,267	400,350	400,138	400,059
対県土(%)	51.6	51.6	51.6	51.5	51.5	51.5	51.5	51.5	51.5	51.4
構成比(%)	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6

(参考 2) 届出の状況

令和 5 年 10 月 2 日、水源保全地域を指定するとともに、条例第 17 条及び第 18 条に規定する届出制度を開始した。昨年度までの届出状況を以下のとおり取りまとめた。

届出制度開始後の届出件数

	R5 年度(10/2～3/31)	R6 年度	計
土地取引届出	87 件	214 件	301 件
開発行為届出	12 件	21 件	33 件
計	99 件	235 件	334 件

令和 6 年度 1 年間の届出状況 (土地の利用(開発)目的別)

利用(開発)目的	土地取引届出		開発行為届出	
	件数	面積	件数	面積
現況と同じ	97 件	1033.28ha	—	—
再生エネルギー関連施設	36 件	10.49ha	8 件	3.56ha
資材置場等	7 件	2.85ha	—	—
残土置場、土採場等	9 件	8.37ha	—	—
建物等	11 件	25.14ha	2 件	1.32ha
レクリエーション施設	5 件	7.37ha	1 件	0.02ha
土地造成等	12 件	2.61ha	—	—
地下水取水設備	—	—	2 件	0.47ha
送電鉄塔	—	—	6 件	4.42ha
その他	37 件	9.61ha	2 件	1.00ha
合 計	214 件	1099.72ha	21 件	10.79ha

